

1 施策の概要					
NO 施策名	07 生活の快適性を支えるまちづくり	上位 政策	住みやすさを感じるまち	平成26年度 の施策の位 置付け	
施策統括課 (課長名)	都市計画課長（小原 延之）		関連課	都市計画課、都市政策担当、施設管理課、施設建設担当、環境政策課	
対象	市民、都市基盤（道路・公園等）	関連する個別計画等	道路舗装補修工事五カ年計画、多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）、東久留米市都市計画マスタープラン、東久留米市公共下水道プラン	予定計画事業	生活道路の整備、都市計画道路の整備、生活道路の整備、地区計画の策定・用途地域の見直し、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実、下水道施設の改築・更新、浸水（雨水）対策
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしく、利便性と快適性を兼ね備えた都市環境をつくるため、自然環境や周辺環境と調和した市街地整備を進めるとともに、日常生活及び広域的視点に立った、道路交通体系の整備、下水道、公園をはじめとする都市機能の充実を図る。 ・土地利用に関する方針に基づき、きめ細やかで計画的なまちづくりの推進に努める。 				

2 基本事業の方向性（第4次長期総合計画より）	
(基本事業番号)基本事業名	第4次長期総合計画における方向性
(07-01)道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進める。 ・道路の緑化や透水性舗装など、自然環境との調和をめざした生活道路の整備のあり方を検討する。 ・電線などの地中化や歩道のバリアフリー化を促進し、安全で快適な歩行空間と道路整備に努める。 ・広域的な交通ネットワークの形成や交通渋滞の緩和を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を進める。
(07-02)都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観の保全や形成のため、景観への関心を高める啓発活動や地区計画など都市計画制度を活用した取り組みに努める。 ・都立六仙公園の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請する。 ・生産緑地地区の指定を通じ、農地の持つ緑地機能の保全を進め、良好な都市環境の形成に努める。 ・都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、地区計画制度などを活用し、都市計画マスタープランに即した良好な市街地の形成を図る。
(07-03)交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や公共施設、駅などへのアクセスを強化するため、路線バスの路線拡大について関係機関との協議を進める。 ・他自治体におけるコミュニティバスなどの取り組みについて調査を進める。 ・自転車等駐車場の不足が懸念されているため、道路上の利用や新たな恒久的な施設の確保を図り、安定した運営に向けた取り組みについて、さまざまな角度から検討を進める。
(07-04)公共下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水事業を推進し、恒常的な道路冠水区域の解消に努める。 ・公共下水道への未接続世帯に対する対応強化を図る。 ・経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、管の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進する。 ・下水道施設の効率的な管理を推進し、適正な下水道使用料水準の設定により安定した下水道経営を行う。

3 施策の指標と実績						
NO	指標種別	施策の代表的な指標	単位	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
1	成果指標	生活に必要な道路や公園が整っていると感じている市民の割合	%	54.1 (23年度調査)	52.9 (25年度調査)	53.1 (26年度調査)
2	成果指標	市内の道路を通行するときに危ないと思ったことがある市民の割合	%	74.6 (23年度調査)	78.2 (25年度調査)	75.8 (26年度調査)
3	成果指標	市民が移動に不便を感じている割合	%	49.2 (23年度調査)	50.0 (25年度調査)	公共施設へ 44.3 日常生活において 36.2 (26年度調査)
4	成果指標	雨水下水道整備率	%	13.0	13.1	13.3
5	成果指標	水洗化率	%	99.3	99.4	99.5

4 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	75	75	70
トータルコスト	千円	2,853,914	2,476,686	2,819,184
事業費(内書き)	千円	2,619,509	2,282,920	2,622,056
人件費(内書き)	千円	234,405	193,766	197,128
施策内で事業費の上位1/3を占める事務事業名		東3・4・20号線整備事業 727,569千円 (25.78%) 荒川右岸東京流域下水道維持管理参画事業 473,124千円 (16.76%)		

5 施策成果向上に対する事務事業の貢献度

有効性の「高い」事務事業番号・事務事業名		有効性の「低い」事務事業番号・事務事業名
07-01-01 東3・4・19号線整備事業	07-01-03 東3・4・20号線整備事業	07-02-15 マンション建て替え円滑化法に基づく相談事業 07-04-08 下水道普及促進事業（水洗便所改造資金特別助成）
07-01-04 東3・4・5号線整備事業	07-01-09 市道207号線改修工事	
07-01-15 道路維持事業	07-02-05 宅地開発指導事業	
07-02-16 上の原地区土地利用計画策定事業	07-02-20 公園維持管理事業	
07-03-05 放置自転車等巡回指導事業		
07-04-02 下水道（汚水）料金徴収事務	07-04-15 下水道（雨水）整備事業	
07-04-12 荒川右岸東京流域下水道維持管理参画事業		

6 平成27年度施策の方針設定に際しての前提条件

市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与を強化 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与を軽減 説明：（市と市民の役割分担など） 「生活の快適性を支えるまちづくり」を進めるための基幹事業である広域的な道路・交通体系の整備や既存市街地の道路改善、公園や下水道の整備などの都市基盤整備事業は、宅地開発事業による事業者負担はあるものの、市が主体となって取組んで行く必要がある。 また、自転車等駐車場関連事業については、施設の安定的な供給を図る必要性から市としての関与は必要であるが、鉄道事業者の協力や民間事業者による取組みも進められていることから、更なる民間活力の導入を図る必要がある。 良好な市街地の形成を誘導するため、適切な用途地域の見直しや地区計画等の都市計画制度を活用した取組みが必要である。	事業費の成り行き	<input type="checkbox"/> 対象増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施設修繕等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 施設修繕等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明：（平成27年度に向けた施策コストの増減要因など） 都市計画道路整備については、現在事業実施中路線の整備は、完成に向け継続して事業を進める必要がある。また、市道改修や既存道路の維持補修などについての市民ニーズは高く多様な要請に全て対応しきれていない状況がある。下水道については、平成23年に策定した公共下水道プランに基づき、既存污水管の耐震化、長寿命化を図るとともに、大雨時の道路冠水や浸水被害の解消を図るため引き続き事業実施を図る必要がある。このため、維持管理のアウトソーシング等経費削減に努めているが、道路維持事業の事業費は増加傾向にあり施行中の都市計画道路整備事業の完成に向けた築造工事や下水道の長寿命化への対応など、今後も行政需要は増加して行くものと考えられる。	事業費に関する市の裁量余地	事業費削減不可事業名 （市の裁量では事業費削減ができない事業） ・下水道（汚水）料金徴収事務 ・荒川右岸東京流域下水道対策協議会参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道維持管理参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道（汚水）建設参画事業 ・黒目川流域公共下水道事業雨水整備促進協議会参画事業 ・荒川右岸東京流域下水道（雨水）建設参画事業
	事業費削減不可の金額(%) ※市条例は含まず 平成25年度実績 644,446,000円 22.86 (%) 市の裁量で事業費を削減できる金額(%) 平成25年度実績 2,174,738,000円 77.14 (%)				

7 施策の現状と課題及び次年度に向けた方向性

現状と課題	本施策の成果指標である「生活に必要な道路や公園が整っていると感じている市民の割合」は53.1%であり、半数を超えているが、「市内の道路を通行するときに危ないと思うことがある市民の割合」は75.8%と高く、厳しい財政状況ではあるが、国や都の補助を活用しつつ引き続き道路整備事業を進めていく必要がある。都市計画道路整備は、現在3路線の整備を進めており、概ね計画に沿って事業が進められている。市道改修事業は、補助幹線道路を中心に拡幅、改善整備を進めており、25年度に市道2路線の整備事業を実施し、この内1路線（市道210号線、整備延長200m）が完了した。残る路線の整備を引き続き進めるとともに、整備の優先度を踏まえた次期整備区間を選定し、整備改善を進める。公園整備事業については、市民1人当たりの公園面積（2.91㎡/人）は、近隣市より低い状況ではあるが、総合公園として都立六仙公園の整備が進められている。子供の広場整備事業は、私有地借上げによるものが多く、効率的な配置について検討する必要がある。道路や公園、下水道などの都市施設の維持管理については、それぞれの維持保全計画などにに基づき計画的に実施する必要があるが、現状ではこれに充てられる財源は十分とはいえない状況である。なお、施設の日常的な維持管理については、その事業の多くがアウトソーシングされているが、更なる経費削減に向けた検討を進めている。また、下水道使用料については、平成25年度に料金改定が行われ下水道会計の健全化が進められている。 交通環境の充実に関する成果指標である「市内の移動に不便を感じている市民の割合」は、公共施設への移動は44.3%、日常生活においては、36.2%となっており、病院や公共施設へのアクセス強化や市内の公共交通不便地域の解消のためコミュニティバスなどの運行要望はあるが、現在は、既存路線バスの利便性向上や休止中の路線復活、新たな道路整備に伴っての民間事業者による新規路線の開拓などと合わせ、他自治体による新たな取り組みなどの調査研究を進めている。 自転車等駐車場整備事業については、市が管理する駐車場用地の全てが借地であり、安定的な供給に課題がある。 上の原地区の土地利用については、団地建替に伴う余剰地や公務員宿舍跡地を活用した新たな企業等の誘導に向けた取組みにより「上の原地区土地利用構想」が策定（平成26年7月）され「自然と調和した”複合多機能都市”をめざして」を土地利用のコンセプトとして、新たな土地利用の方向性などが示されたことから、この構想を具現化するための土地利用計画を策定していく必要がある。
	* 上記6の「施策の方針設定に際しての前提条件」及び「国・都の方針及び関係法規等の変化」＜市民ニーズ、市の状況の変化＞等を踏まえて記載 本施策の基幹事業である都市基盤整備事業については、多額の事業費を要することから国や都の補助を最大限活用し、後年度負担にも意を払いつつ、計画的な事業継続を図る。 道路や公園、下水道などの都市施設の維持管理については、包括的外部委託を視野に入れた維持修繕を図るとともに、市民ボランティアによる共助を考慮に入れ、更なる経費削減を図るための取組みを進める。 地域公共交通の充実に向けては、バス事業者に対して、既存のバス路線の一部のルート変更協議や都市計画道路の整備に合わせた路線の拡大等へ向けての情報提供を行うと共に他自治体による新しい取り組み状況等について情報収集に努め財政状況の改善に取り組みながらさまざまな手法について幅広い視野で検討を行っていく。 自転車等駐車場整備事業については、駐車場用地の全てが借地であり、安定的な供給を図る必要があることから、道路上の利用や、民間事業者による運営への支援の検討、鉄道事業者等との役割分担など、自転車等駐車場の安定的な確保に向けた検討を進め、事業展開を図って行く。 上の原地区の土地利用については、「上の原地区土地利用構想」を具現化するため地区計画制度の活用や用途地域の見直しなどについて検討し、関係機関等との調整を進め、まちのにぎわいや活力を生むような土地利用の誘導に向けたものとして土地利用計画を取りまとめていく。
次年度に向けた方向性	* 上記6の「施策の方針設定に際しての前提条件」及び「国・都の方針及び関係法規等の変化」＜市民ニーズ、市の状況の変化＞等を踏まえて記載 本施策の基幹事業である都市基盤整備事業については、多額の事業費を要することから国や都の補助を最大限活用し、後年度負担にも意を払いつつ、計画的な事業継続を図る。 道路や公園、下水道などの都市施設の維持管理については、包括的外部委託を視野に入れた維持修繕を図るとともに、市民ボランティアによる共助を考慮に入れ、更なる経費削減を図るための取組みを進める。 地域公共交通の充実に向けては、バス事業者に対して、既存のバス路線の一部のルート変更協議や都市計画道路の整備に合わせた路線の拡大等へ向けての情報提供を行うと共に他自治体による新しい取り組み状況等について情報収集に努め財政状況の改善に取り組みながらさまざまな手法について幅広い視野で検討を行っていく。 自転車等駐車場整備事業については、駐車場用地の全てが借地であり、安定的な供給を図る必要があることから、道路上の利用や、民間事業者による運営への支援の検討、鉄道事業者等との役割分担など、自転車等駐車場の安定的な確保に向けた検討を進め、事業展開を図って行く。 上の原地区の土地利用については、「上の原地区土地利用構想」を具現化するため地区計画制度の活用や用途地域の見直しなどについて検討し、関係機関等との調整を進め、まちのにぎわいや活力を生むような土地利用の誘導に向けたものとして土地利用計画を取りまとめていく。

8 全庁評価会議で示された施策の方向等

27年度の施策位置付け 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/>
<主な意見> ・多額の費用を要する都市基盤整備については、国や都の補助制度を活用すると共に、計画的な執行を心がけながら事業の平準化を図り、経費節減に努めること。 ・年間の維持管理を図る上では、関連する部署との連携を図り、包括的外部委託の方策を進めていくこと。 ・地域公共交通の充実に向け、既存バス路線のルート拡大や新設道路整備による拡大をバス事業者に要請していくこと。 ・放置自転車対策としての安定的な自転車駐車場の確保に向けた検討を進めていくこと。

9 平成27年度に向けた施策方針

* 8 全庁評価会議で示された施策の方向等を受けて ・都市計画道路等のインフラ整備は、国や都の補助制度を活用すると共に事業の平準化を念頭に経費節減に努め効率的に事業を進めていく。 ・道路公園等の施設維持管理については、庁内関係部署との連携により包括的外部委託の導入を検討していく。 ・地域公共交通の充実に向け、既存バス路線のルート拡大や新設道路整備による路線拡大等をバス事業者に要請していく。 ・放置自転車対策として、安定的な利用に供する自転車駐車場の確保に向けた検討を進めていく。
